

国語課題に関する今期の審議経過のまとめ (令和6年3月11日 文化審議会国語分科会)

第23期の文化審議会国語分科会は「ローマ字のつづり方に関する検討」を進めてきた。その結果、国語におけるローマ字を将来にわたって適切に用いていくため、現状を更に調査し整理した上で、改めて考え方を示すべきであるという認識に至った。以下、その経過を示す。

ローマ字使用の定着

「ローマ字のつづり方」(昭和29年内閣告示第1号)が実施されてから、既に70年近くが経過している。国語に基づく人名や地名、社名、品名などをローマ字によって表示する習慣は、社会生活に広く定着してきた。ローマ字は、日本語の表記において欠かせない位置を占めている。

内閣告示の想定とローマ字使用の実際

一方で、国語の文や文章をローマ字だけでつづる習慣までが国民の間に定着してきたとは言い難い。国語に関する世論調査(令和5年3月調査 回答数3579)においては、「日本語をローマ字で書き表す」ことが「ある」と回答した人は全体の27.6%であった。この988名のうち「手紙や日記などの一まとまりの文章全体」を書くことがあると回答した人は3.8%である(参考資料参照)。

現在のローマ字表記は、日本で暮らす外国人や海外からの旅行者・訪問者の増加に伴い、地名や駅名、店名など固有名詞を中心とした日本語を示すため、より一層活用されるようになっている。また、例えばパスポートのように、海外で日本の人名や社名などを伝える際にも用いられている。これらは、主に日本語を母語としない人たちへの配慮や、国際社会への情報伝達のためであると考えられる。

その過程において、内閣告示が「一般に国語を書き表す場合」に用いることとしてきた第1表の表記(訓令式)は、十分に定着してこなかった。代わりに、第2表のヘボン式に準ずる表記の方が、はるかに広く使われているという実態がある。第2表は「国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り」使用しても差し支えないとされているものである。しかし、実際には国の各機関においても、例えばパスポートや道路標識、各種案内表示などで、法令等に基づきヘボン式が採用されてきた。

このように、ローマ字によって国語を書き表す上での現在における習慣は、昭和 29 年の内閣告示の時点において想定されたものとは大きく異なっている。本来であれば、第 1 表に示されたローマ字のつづり方が広く用いられるはずであったにもかかわらず、実際の社会生活への定着は果たされなかった。

ローマ字をめぐる課題

では、日本語のローマ字表記をめぐる、具体的にはどのような課題が生じているのか、以下に整理したい。

まず、将来にわたって用いるためのローマ字によるつづり方を安定させることが必要と考えられる。どのようなつづり方が分かりやすく、実際に使われるものとなるのか、そして、日本語の基本的な音韻に過不足なく対応しているか等を踏まえた上で、できるだけ統一的な考え方を示すことが望ましいであろう。

その際には、つづり方のバリエーションについても注意すべきであると言えよう。特にヘボン式のうちには、長音や^{はっ}撥音、促音を示す上で幾つかの考え方があり、内閣告示と異なるものも見られる。各分野でいずれかの方法が随意に選ばれており、結果として様々な書き方が混在する状況となっている。

また、日本語のローマ字表記をめぐる国際的な慣用について留意する必要もあろう。この^{かん}間、人名や地名、文化に関わる言葉等の日本語が国際社会に広く浸透し、ローマ字で表記されてきた。それらのうちには、内閣告示によるものとは異なる形で世界中に定着しているものが見られる。

例えば「東京」「柔道」「豆腐」は、内閣告示に基づくならば、それぞれ、「Tôkyô」「zyûdô/jûdô」「tôhu/tôfu」と書かれることとなる。しかし、実際には「Tokyo」「judo」「tofu」という英語に準じたとも言える表記が国際社会で安定的に用いられており、国内にも影響が及んできた。このような表記について、これまでその評価や位置付けが十分に検討されてきたとはいえない。

さらに、上記とも関連して、ローマ字における長音の表し方が大きな課題となっている。外国語や情報機器への入力との関係により、長音符号を使わない表記が広がってきた。英語をはじめとする外国語には、単純に母音の長短によって語を区別しないため長音符号を用いないものがある。加えて、情報機器で符号付きの文字を使うのは、特殊なキー操作が必要となる場合があり容易ではない。それらの影響で、日本語をローマ字で表記する際にも、長音符号を省略した書き表し方が増えていると見られる。

その結果、別の語であるにもかかわらず、「オノ」と「オオノ」が共に「Ono」、「ユキ」と「ユウキ」が共に「Yuki」と書かれることがあるなど、語の判別に関わる音の長短が区別できないローマ字表記がよく見られるようになった。別の語が全く同じ文字列で書き表され、その違いが判別できないのであれば、表記としての基本的な機能を果たせない状態にあるとも考えられる。

このほか、新たな課題も生じている。平成期以降、ローマ字によるつづり方とは別に、情報機器への入力に用いられる「ローマ字入力」が広く普及してきた。従前とは異なる形で、ローマ字の仕組みに親しみ、それを活用する機会が増えているとも言えよう。ただし、ローマ字入力は、漢字仮名交じり文を書くための手段に過ぎず、日本語をローマ字だけで表そうとするつづり方とは別のものである。例えば「林野庁」と打ち出すには、「RINNYATYOU」又は「RINNYACHOU」と入力することになるが、ローマ字のつづり方においては「ん」を「nn」、「庁」を「tyou/chou」と書くことはない。これらが混同されるような場合も見られるようになった。

このように、一般の社会生活におけるローマ字使用の実態は、現行の内閣告示が示すものとは大きく異なっており、分野ごとに異なるつづりが用いられる傾向もある。それとともに、国際的な慣用、英語をはじめとする外国語、そして、情報機器への入力等との関係で、かつて想定されなかった課題も生じてきた。こうしたローマ字使用に関する社会状況は、小学校をはじめとする学校教育におけるローマ字の扱いに影響を及ぼしたり、各分野のローマ字表記の在り方に不統一や混乱をもたらしたりしているおそれもある。

国語分科会の認識

以上を踏まえ、今期の文化審議会国語分科会は、ローマ字によるつづり方について、必要な手当てを行うべきであるとの認識に至った。国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑なコミュニケーションの実現に資するよう、改めて考え方を示す必要があると考える。「ローマ字のつづり方」の改定も視野に入れながら、現状を更に調査しよく整理した上で、検討を継続することとしたい。

その際には、これまでどおり柔軟で多様な日本語の表現を重視し、また、各分野の慣用や個々人の表記を尊重しつつも、できるだけ統一的な考え方を示すよう努めることが重要であろう。